

下関市保育施設入所児童の利用調整に関する要領

平成 17 年 2 月 13 日

改正 平成 19 年 4 月 1 日

平成 21 年 1 月 23 日

平成 24 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日

平成 30 年 4 月 1 日

令和元年 11 月 8 日

令和 4 年 11 月 1 日

令和 6 年 11 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、保育施設（児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)附則第 73 条第 1 項により読み替えて適用される法第 24 条第 3 項の規定による保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。)の総称をいう。以下同じ。)の利用についての調整(以下「利用調整」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用調整の実施)

第 2 条 利用調整は、下関市内の保育施設における保育の実施を希望する児童（以下「入所希望児童」という。）のすべてが当該保育施設に入所する場合において、当該保育施設の設備又は人員の配置等の状況により当該保育施設における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由が認められる場合は、次に掲げる入所希望児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日において実施するものとする。ただし、下関市育児休業明け保育施設入所予約事業実施要綱第 5 条第 2 項の規定による申込みのあった者については、同要綱の規定により実施する。

(1) 当該保育施設への 4 月からの入所を希望し、下関市子どものための教育・保育給付等に関する規則（平成 27 年規則第 38 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定による入所の申込みのあった入所希望児童

毎年度、別に定める日

- (2) 当該保育施設への4月以外の月からの入所を希望し、規則第2条の規定による入所の申込みのあった入所希望児童 入所希望月の前月の20日頃
- 2 前項第1号に掲げる入所希望児童に係る利用調整は、通常募集と追加募集の2回実施する。
 - 3 追加募集申込者の利用調整は、通常募集申込者の利用調整が全て終了した後に実施する。
 - 4 第1項第1号に掲げる入所希望児童のうち、広域入所（下関市以外に居住している者が、当該居住地で支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当することの認定を受けて下関市内の保育施設に入所することをいう。以下同じ。）による入所希望者に係る利用調整は、追加募集にて行う。

（入所決定の優先等）

第3条 利用調整にあたっては、入所希望児童の保育の実施の必要度の指数（以下「選考指数」という。）の高い者から順に入所を決定するものとする。

- 2 前項の選考指数は、認定事由（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5各号に掲げる事由をいう。）ごとに、基準指数（別表第1）の該当する保護者の状況に応じた点数（父母がいる場合はいずれか低い方の点数とする。）に調整指数（別表第2）の該当する内容に応じた点数を加点又は減点して算定する。ただし、広域入所による入所希望者には、調整指数の加点又は減点は適用しない。
- 3 選考指数が同点の場合は、優先順位（別表第3）の各項目に照らして優先者を決定する。
- 4 前項の規定によってもなお優先順位が決定されない場合は、次条に規定する利用調整会議において審議及び選考を行うものとする。
- 5 子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第8号に該当することを理由に保育施設の利用を希望する児童の入所については、前4項の規定にかかわらず他の入所希望児童の入所に優先するものとする。
- 6 地域型保育事業を卒園する児童で、連携施設の利用を希望する者の入

所については、前5項の規定にかかわらず他の入所希望児童（前項に定める児童を含む。）の入所に優先するものとする。

- 7 支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当することの認定を受けて認定こども園を利用している児童で、同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当することの認定を受けて引き続き当該認定こども園の利用を希望する者の入所については、前6項の規定にかかわらず他の入所希望児童（前2項に定める児童を含む。）の入所に優先するものとする。

（利用調整会議）

第4条 利用調整会議は、幼児保育課の課長、課長補佐、入園給付係長及び利用調整の事務担当職員で構成する。

- 2 利用調整会議は、幼児保育課長が必要に応じ招集し、議長を務める。
- 3 幼児保育課長は、必要があると認めるときは、利用調整会議にその審議の対象となる保育施設の職員を出席させ、当該保育施設の状況報告又は入所希望児童の利用調整に関する意見を求めることができる。
- 4 利用調整会議において審議し、又は調整した選考に関する事項は、これを記録しておくものとする。

附 則

この要領は、平成17年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 1 利用調整の実施について必要な準備行為は、この要綱の施行前におい

ても行うことができる。

附 則

- 1 この要領は、令和元年11月8日から施行する。
- 2 令和2年3月までに入所を希望する児童の利用調整については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 令和5年3月までに入所を希望する児童の利用調整については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行し、改正後の下関市保育施設入所児童の利用調整に関する要領の規定は、令和7年4月以後の月分の利用調整に対し適用する。

別表第1（第3条関係）

【基準指数】

認定事由	保護者の状況		点数
就労（休憩時間を含む）	月170時間以上		10
	月150時間以上		9
	月130時間以上		8
	月110時間以上		7
	月90時間以上		6
	月70時間以上		5
	月52時間以上		4
	内職	月130時間以上	6
	月52時間以上	4	
妊娠・出産	出産（予定）月とその前後2か月		10
疾病等	入院		10
	自宅療養	常時病臥又は精神疾患等	10
		上記以外	6
障害	1級・2級障害者		10
	3級・4級障害者		8
	上記以外		4
介護・看護（休憩時間を含む）	居宅外	月130時間以上	10
		月52時間以上	6
	居宅内	月130時間以上	8
		月52時間以上	4
災害復旧	火災、洪水、地震その他不慮の災害によりその児童の居宅を失い又は居宅が大破し、その復旧にあたる場合		10
求職活動	ひとり親世帯		6
	上記以外		3
就学（休憩時間を含む）	月130時間以上		8
	月52時間以上		4

その他	児童福祉の観点から保育の実施が特に必要と考えられる場合（意見書の提出がある場合に限る）	20
広域入所		2

備考

保育の利用を必要とする理由を証明する書類が、特別な理由により期限内に提出されない場合は、当該保護者の基準指数について、求職活動の場合と同じ指数を適用する。

別表第2（第3条関係）

【調整指数】

内容		点数
保育の状況	保育施設の統廃合により転園しなければならない場合	+ 10
	育児休業対象児童が入所保留となったことによる育児休業の延長が原因で退園した保育施設への再入園を希望する場合	+ 5
	里帰り出産や児童の長期入院等が原因で退園した保育施設への再入園を希望する場合	+ 5
	下関市が指定する保育施設に医療的ケア児として入園を希望する場合（保育施設での保育が必要かつ集団保育が可能な場合に限る）	+ 5
	入園希望児童が障害を有する場合（保育施設での保育が必要かつ集団保育が可能な場合に限る）	+ 2
家庭の状況	両親ともに不存在の場合（死亡、行方不明、拘禁等）	+ 4
	ひとり親で祖父母と同居していない場合	+ 4
	ひとり親で祖父母と同居している場合	+ 2
	生活保護を受給している場合	+ 1
	両親の一方が単身赴任等により別居している場合	+ 1
	申込児童以外の就学前児童を特別な理由なく家庭で保育している場合	- 1
	祖父母と同居しており、当該祖父母が入所を希望する年度の初日において65歳未満かつ子ども・子育て支援法施行規則第1条の5各号のいずれにも該当しない場合	- 3
	申込み時点において、過年度分の保育料等を正当な理由なく滞納している場合（分納誓約を履行している場合を除く）	- 5
就労等の状況	保護者が保育士又は保育教諭として特定教育・保育施設に勤務している、又は勤務予定の場合	+ 4
	育児休業から復帰する場合	+ 2
	居宅内又は居宅と同一の敷地内に併設された店舗で勤務している、又は勤務予定の場合であって、店舗接客、取引先との	- 2

	商談又は危険物（科学薬品、工具等）の取扱い等がない場合 （内職を除く）	
	通信講座により就学している、又は就学予定の場合	- 2
兄弟姉妹の状況	兄弟姉妹が在籍している保育施設への入園を希望する場合	+ 3
	兄弟姉妹が在籍している保育施設以外の保育施設への入園を希望する場合	+ 2
	兄弟姉妹が同時に保育施設への入園を希望する場合 （3人目以降は1人増えるごとに更に1点加点）	+ 1

別表第3（第3条関係）

【優先順位】

1	兄弟姉妹が入所希望園に在籍している
2	市内在住
3	ひとり親世帯
4	希望順位が高い
5	入所保留となっている期間が長い
6	基準指数の合計点数が高い
7	市町村民税の所得割課税額の合計額が低い